

(別紙様式1)

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)

都道府県名： 大分県
農業委員会名： 由布市農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

ア 周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	庁舎の掲示板及び農業委員会事務局前で掲示による。
改善措置	市のホームページや市報を通じて周知することを検討した。
周知していない場合、その理由	

(2) 総会等の議事録の作製

ア 作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	日数は、7日間程度である。
改善措置	

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

ア 詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	
------	--

(4) 議事録の公表

ア 公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	事務局に備えつけている。(随時 ホームページにも掲載)
改善措置	

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 53 件、うち許可 53 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の記載内容を農家台帳や現地調査で確認し、許可基準との整合性を審査している。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	事務局が提案・概要説明を行い、担当農業委員より詳細説明を行った後、全体で審議している。			
	是正措置				
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	53 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0 件		
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録の縦覧により対応している。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30 日	処理期間(平均)	30 日
	是正措置				

(2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 87 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の記載内容を農家台帳や現地調査で確認し、許可基準との整合性を審査している。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	事務局が提案・概要説明を行い、担当農業委員より農地移動の事由、取得者の転用理由、詳細説明を行っている。			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録の縦覧により対応している。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 60 日	処理期間(平均)	60 日
	是正措置				

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数		19 法人
	うち報告書提出農業生産法人数		16 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数		3 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人		3 法人
	提出しなかった理由	制度の理解が不十分なため、期日までに提出がなかったため。	
	対応方針	報告書を提出していない法人については、今後も督促等を行い提出を促す。	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数		0 法人
	対応状況		

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容			
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数	103 件	公表時期 平成28年 4月
		情報の提供方法： 市役所掲示板等に掲示		
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数	308 件	取りまとめ時期 平成28年 2月
		情報の提供方法： 農地の利用集積業務等に活用		
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	4,474 ha	整備方法： 電子データ
		データ更新： 随時更新している。		
	是正措置			

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	
農地転用に関する事務	
農業生産法人からの報告への対応	
情報の提供等	
その他法令事務に関するもの	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成28年1月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	4,474 ha	4.1 ha	0.1%
課 題	遊休農地の多くは鳥獣被害や大型農機具による耕作が不便な中山間地域にあり、その解消は厳しい状況である。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
5 ha	3.4 ha	68.0%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		6月～11月	36 人	11月～1月	
	調査方法	・周辺農地に及ぼす影響の大きい地域(重点地域)から順次調査。 ・旧町の大字等区域を区切って、地区農業委員を定める。			
遊休農地への指導	実施時期:1月～3月				
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		7月～11月	36 人	12月～1月	
	調査方法	・管内全域を調査対象区域とし、農業委員・事務局職員が目視による巡回調査を実施した。			
	遊休農地への指導	実施時期: 意向調査終了後に実施予定			
	遊休農地である旨の通知	指導件数:	指導面積:	指導対象者:	
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 48 件	面積: 4.1 ha	対象者: 30 人	
その他の取組状況	件数: 0 件	面積: 0 ha	対象者: 0 人		

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	具体的な活動を実施することが出来なかったため、評価できない。
活動に対する評価の案	終了が1ヶ月伸びたが、十分な調査が実施できたと考えている。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	具体的な活動を実施することが出来なかったため、評価できない。
活動に対する評価	終了が1ヶ月伸びたが、十分な調査が実施できたと考えている。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年1月現在)	農家数	2,410 戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	203 戸	178 経営	0 法人	1 団体
	農業生産法人数	19 法人			
課 題	担い手の育成、新規就農者の確保が必要である。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成27年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	1 経営	0 法人	0 団体
実 績 ②	16 経営	0 法人	0 団体
達成状況 (②/①×100)	1600%	0%	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	認定農業者及び家族経営協定の推進		
活動実績	16名の実績があった。		

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	適正な目標である。		
活動に対する評価の案	農政課と連携を図り、十分な推進ができた。		

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	適正な目標である。		
活動に対する評価	農政課と連携を図り、十分な推進ができた。		

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年1月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	4,474 ha	291.6 ha	6.5%
課 題	農業者の高齢化や後継者不足に伴う離農が進む中で、受け手となる認定農業者や担い手の確保が必要である。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
10 ha	12.69 ha	126.9%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	認定農業者、集落営農組織の法人化による農地利用集積円滑化事業の推進により利用集積を図る。
活動実績	担い手農家の育成及び集落営農を促進することで農地利用集積を図った。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	達成可能な範囲の目標である。
活動に対する評価の案	認定農業者等へ集積を図ることができた。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	達成可能な範囲の目標である。
活動に対する評価	認定農業者等へ集積を図ることができた。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年1月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	4,474 ha	0.80 ha	0.0%
課 題	農地法の規定を知らず、許可を受けることなく用途変更したものが見受けられるが、適宜農地法に即した対応を図っている。同様の事業の発生を防止するため、農地パトロールによる早期発見や市HPや農業委員会だよりにより農地法の周知を行う必要がある。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0.3 ha	0.8 ha	266.7%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・農地パトロールによる利用状況調査 ・違反転用の早期発見による是正指導 ・広報を活用した制度の周知
活動実績	農業委員会だよりやHP、市報を利用した農業者等への周知活動を実施した。また、農地パトロールにより、実態の把握に努めた。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	違反転用を確認した場合には、適宜農地法に即した対応を図っているため、現時点で違反転用としてとらえているものはない。
活動に対する評価の案	今年度より農業委員会だよりの発行を始めることで、農地法について周知することができた。農業委員との連携により無断転用の解消に努めた。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	
活動に対する評価結果	

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。